

市税事務所等窓口サービス封筒無償提供者募集要領

1 募集の趣旨

市税事務所の事務経費の節減を図るため、市税事務所等において、市民の方が税務関係の証明書等を持ち帰るための封筒（以下「窓口サービス封筒」という。）を、無償提供していただける民間事業者を1者募集します。

なお、無償提供いただく封筒に、無償提供者の任意で広告等を募集し掲載することは妨げません。

2 仕様

(1) 無償提供いただくもの

窓口サービス封筒

※この封筒は、必要に応じて来庁者が自由に利用するものであり、市が利用を促進するものではありません。

(2) 規格

ア 角形6号程度の封筒（A5サイズの書類が折らずに収納可能な大きさ）

イ 角型2号程度の封筒（A4サイズの書類が折らずに収納可能な大きさ）

(3) 用紙

古紙パルプを含む再生紙、紙厚45kgから110kgまでのもの

※封筒に、リサイクル用紙を使用している旨の記載をお願いします。なお、具体的な古紙パルプ配合率を封筒に記載する場合は、古紙パルプ配合率の証明を、印刷前に財政局税務部税制課に提出していただきます。

(4) 受入予定数量

ア 角形6号程度の封筒：57,400枚

イ 角型2号程度の封筒：58,100枚

※設置場所ごとの数量は、別紙「想定必要枚数一覧表」のとおりです。

※上記数量はあくまでも予定のため、変更することがあります。

(5) 印刷内容

ア 市税事務所等事業所名、所在地、電話番号、証明書に関する情報等、名古屋市の指定する内容を封筒両面の上部に掲載することとし、その印字面積は両面とも封筒印字可能面積の65%以上とします。なお、この印刷内容については、当該封筒の設置場所ごとに異なる場合もあるものとし、無償提供者は最大3種類の印刷内容に対応を要します。

イ アに定める名古屋市指定の内容を印刷後に生じる余白部については、無償提供者の記載部分とし、本要領「3 広告掲出について」に反しない限り、無償提供者の任意で広告等を募集し掲載することを妨げません。

ウ 色、記載内容等については、事前に名古屋市と無償提供者で協議し、名古屋市の

承諾を受けた後に作成してください。

(6) 設置場所及び納品場所

3市税事務所管理課、16区役所税務窓口、6支所税務窓口（計25か所）。

(7) 設置期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

(8) 初回納入期限

令和8年3月30日

※令和8年4月1日以降封筒使用期間中、各市税事務所等窓口において、封筒の使用が途切れることがない範囲において、封筒の分納が可能である場合、その旨ご提案ください。

(9) 封筒の仕様変更

その他無償提供者の都合により、封筒の仕様を封筒使用期間中に変更する場合は、あらかじめ変更事項について名古屋市に通知し、承諾を受けた上で変更してください。

(10) その他

ア 窓口サービス封筒を設置するための設置台も併せて無償提供が可能な場合、その旨ご提案ください。

イ 追加で広告掲載料の支払いが可能な場合は、申込書（様式1）にてご提示ください。

3 広告掲出について

(1) 無償提供者が、2(5)イに定める記載部分に広告等を募集し掲載する場合、地域企業等の育成・発展等に寄与するために、名古屋市に所在する企業・店舗等を、広告数全体の50%以上掲載してください。

(2) 原則として、年度途中での広告枠の追加は認めません。

(3) 広告を掲載する場合、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」及び「財政局広告掲載要綱」を遵守し、その上で、掲載される広告の商品・事業者等を名古屋市が推奨しているような誤解を封筒使用者に与えることがないように、広告の募集及び選定の責任は無償提供者にあり、掲載された広告の内容に関する問合せの一切は事業者に対して行われるべきであることを封筒に記載してください。

(4) 名古屋市が無償提供者及び広告主の名古屋市税に滞納がないことを調査することを許可していただくため、無償提供者及び広告主が名古屋市税調査に関する承諾書（様式3）を提出することを要します。

(5) 掲載する広告の決定にあたっては、事前に財政局広告審査会に付議し、その承認を得ることを要します。

※財政局広告審査会に付議する広告及び広告主・業種に関する一覧表（任意様式）を、令和7年12月22日までに財政局税務部税制課へ提出してください。

4 募集期間、応募方法

無償提供をお申出いただける場合、本要領、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」及び「財政局広告掲載要綱」を確認の上、以下に従ってご応募ください。

(1) 募集期間

令和7年7月22日～令和7年8月15日 午後5時必着

(2) 応募資格

以下のすべてに該当する者についてのみ、法人・個人の別を問わず、当該募集への応募を認めます。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置を受けた者でないこと。

(3) 応募方法

募集期間内に、(4)に定める提出書類を持参、郵便、信書便いずれかの方法で財政局税務部税制課に提出してください。

(4) 提出書類

応募者は、次の書類を各1部ずつ提出してください。ただし、オについては、省略できるものとします。

ア 申込書（様式1）

イ 提案書（様式2）

ウ 会社概要（パンフレットなど）

※応募者が個人の場合、身分証明書（免許証など）の写しをもって代えるものとします。

エ 封筒見本（見本の提出ができない場合は、作成を予定する封筒の規格等概要がわかるもの）

オ 類似業務の実績を示す資料

(5) その他応募における注意事項等

- ア 申込書、提案書等の準備作成に要する費用は、応募者の負担とします。
- イ 提出された書類の返却は行いません。
- ウ 期限後の提出、期限後の差替え等は認めません。
- エ 4(2)に定める応募資格を有しない者のした応募、申出等に虚偽の記載をした者の応募は無効とします。
- オ 応募後に4(2)に定める応募資格を喪失した場合は、当該応募を無効とします。
- カ 5に定める選定結果に基づく応募者の採用の可否については、各応募者あてに文書等で通知します。

5 無償提供者の選定

無償提供者の選定については、業務遂行にあたっての計画性、実現性、類似業務における実績などの観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行い、応募者の中から1者を選定します。ただし、審査の結果、本要領に定める無償提供者としての適格性を満たした応募者が複数ある場合には、広告掲載料の提案金額の最も高い応募者を無償提供者に決定します。なお、提案金額が同額の場合は、抽選により決定します。

また、審査の結果、応募者のいずれも本要領に定める無償提供者としての適格性を満たしていないと判断された場合、無償提供者を選定しないことがあります。

6 契約の締結

本件契約は、電子契約又は紙による契約を選択できます。無償提供者が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。

電子契約の場合は、当事者が合意の後、電子署名がされた電磁的記録を各自保管します。また、紙による契約の場合は、名古屋市財政局長及び無償提供者が共に記名押印した契約書を2通作成し、各自1通ずつを保管します。

なお、契約書の作成にかかる費用はすべて無償提供者の負担とします。

7 広告掲載料の支払い

広告掲載料の支払いを提案された場合、名古屋市の指定する期日までに、名古屋市の作成する納入通知書により広告掲載料を一括納付していただきます。

8 その他注意事項

- (1) 無償提供者は、封筒の使用に際し第三者からの苦情等、何らかの問題が生じた場合は、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応していただくことになります。
- (2) 名古屋市は、封筒の使用途上、広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な理由が生じた場合には、使用を中止することができるものとします。その場

合、無償提供者は当該封筒を回収するとともに、代替の封筒を名古屋市に提供していただくことになります。

- (3) 無償提供者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することがあります。
- ア 名古屋市が指定した期日までに広告掲載料の納付がないとき。
 - イ 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - ウ 契約の履行にあたり、係員の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。
 - エ 4(2)に定める応募資格を喪失したとき。
- (4) 前項の規定によって契約を解除した場合においては、既に納付済みの広告掲載料の返還は行いません。
- (5) 無償提供者の責めに帰する理由により契約を解除する場合、無償提供者は速やかに窓口サービス封筒を回収・処分するとともに、名古屋市が代替封筒を調達するまでの期間、過不足なく使用可能な量の代替封筒を無償提供していただきます。
- (6) 本要領中定めのない事項については、名古屋市と無償提供者で協議して定めることとします。ただし、協議が整わない場合は、名古屋市の指示に従うこととします。

9 問い合わせ先及び提出書類送付先

名古屋市財政局税務部税制課

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL 052-972-2332

FAX 052-972-4123